



写真10 ほとんど管理されていない公園。調査者たちが訪れた時、公園内の大きなコンクリート管の中で、授業中にも関わらず少年が一人寝ていた。

即ち、本事件を含むこの種の事件は、加害者がやる気になったのを止めることは非常に不可能であるが、そのやる気は「相対的に選択的に決定される」ということである。どの様に強化された空間であろうと、より強化された空間が出現することによって、空間の脆弱性は高まり、犯罪発生危険性は高まる。本事件の発生は、こうした空間の犯罪現場化の機構の存在を明らかにする。

この種の犯罪現場化を防止するのは、非常に困難であるが、「周囲に防犯的視点から強固な施設設備が生じた時には、その周縁空間は逆に脆弱化してしまう」ことが明らかであるならば、強固な施設設備を設置したものは、周縁空間の相対的脆弱化に対し注意や警告さらには共同しての強化に責任を持つことが必要であろう。

そういう意味で、本事件現場の反対側団地街の設計関係者は、向い合った公園側の歩道の強化に責任を持って対応すべきであった、といえる。

イ．歩道の幅員の狭さ（回避行動の制限＝Point 8）

先の第1事件と同様、歩道の幅員はおよそ2 m強程でしかなく、不

審者の急な接近に対し回避行動を取る空間的余裕が無かったことが事件発生に寄与したと考えられる（写真11）。

また、事件発生のその地点に注目してみると、丁度、電信柱が在り、そのため、その電信柱部分だけ歩道が狭くなっており、可否行動の困難さを増している。

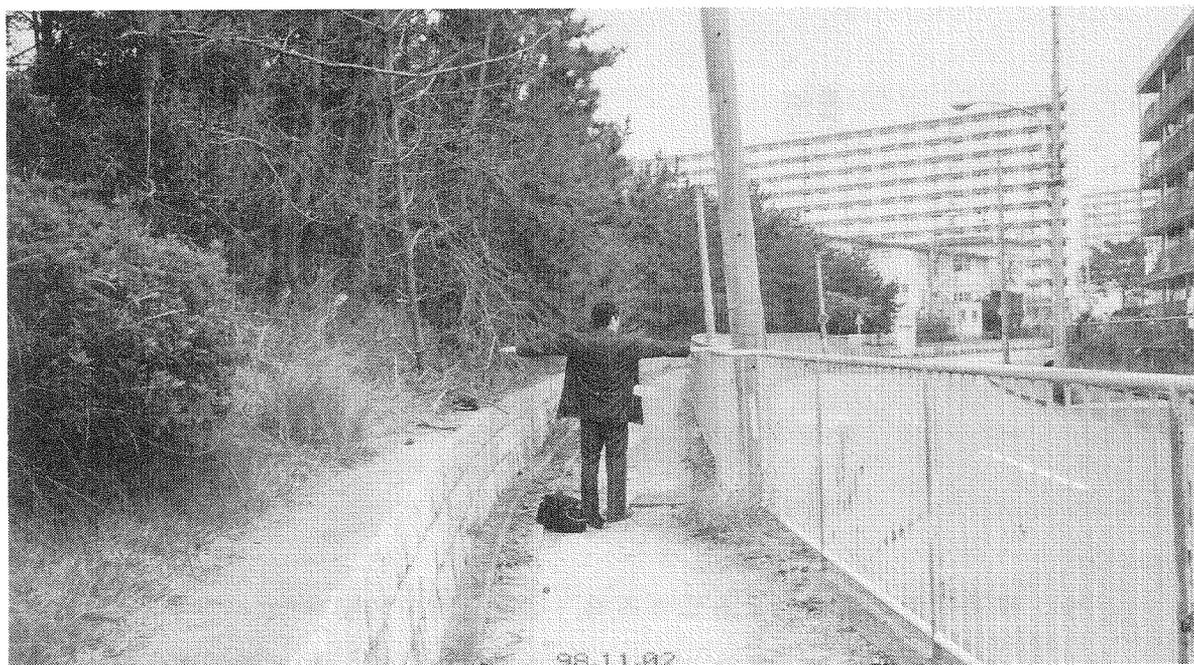


写真11 この電信柱の前で事件は発生した。電信柱が在る分だけ歩道が狭められ、回避行動はさらに困難化する。

しかも、この歩道は、狭いだけでなく、中央部分を頂点とするよう山状を形成しながら、緩やかにカーブしており、揺るやかな割には山状であることと歩道脇の鉄製の柵の丈が高いため、擦れ違う歩行者が遠方からは相互に視認し難い状態（誰か歩いているかな状態）を造り出している（写真12）。

第1事件と同様、被害者が回避できるだけの道路幅に広げる、あるいは狭くとも歩車道の分離を進める必要があった。また、電信柱の設置位置も、本件事件だけに限らず、他の自転車の接触自己等の防止をも視野に入れながら、隣接した団地街との打ち合せで、歩道により余裕を持たせる位置に配置する必要の在ったことがうかがえる。



写真12 中央部が盛り上がりながら、緩やかにカーブする事件現場の歩道。

ウ．歩道片側の斜面による壁の形成（回避行動の制限＝Point9）

やはり先の第1事件と同様、本歩道は山（丘）を今度は横に削る様にして造成されている。そのため、被害少女が歩いてきた側（以下、左側と呼ぶ）は、上から山（丘）の斜面が被さって来ており、その斜面の上には山を切り開いて公園が造成されている。公園から歩道に向けての斜面は管理が全くなされておらず、そのため藪状の斜面が形成されてしまっている。

それだけでなく、その基部は、コンクリートがスカート状に固めており、この部分を低年齢な小学校の児童が急に乗り越えることは、ほとんど不可能な状態に在る（写真13）。

こうした第1事件現場と同様な状況のため、不審者の急な接近に対し、この左側に回避行動を取る空間的余裕が無かった（駆け上がらねばならない。また駆け上がるには、斜面の藪とコンクリートのスカート状の基部がそれを不可能とした）ことが事件発生に寄与したと考えられる。